

村民だより

No. 375

平成8年10月1日
東京都小笠原村役場
小笠原村父島宇西町
電話 2-3111

平成7. 9. 1現在
住民基本台帳登録者数

世帯	1, 240
父島	1, 026
母島	214
人口	2, 302
父島	1, 871
母島	431
短期滞在者	
人口	101
父島	85
母島	16

8月の気象(父島)

平均気温	27. 7℃
最高気温	31. 5℃
最低気温	23. 6℃
平均湿度	82%
月降水量	138. 5mm

小笠原空港陳情活動を終えて

小笠原村長 安藤光一

今年、第七次空港整備五箇年計画の初年度であり、これからの五年間の空港計画が決定される年です。最初に定まらなければ、次の空港整備計画まで何も進展が望めないというわけではあります。が、やはり、最初に決定を見ることは村づくりの大きな前進であり、空港の建設が私たちの生活に与える影響は計りしれないものがあります。

さて、小笠原空港は第六空港整備五箇年計画で予定事業として位置づけられておりましたが、今年二月初めの環境庁の「兄島の自然環境は重要なもので、ほかの場所に比べて、この意見から、先が見えにくくなってしまうのは、誰しもが感じてきたところでもあります。

青島都知事への陳情

東京都からは、「運輸省、環境庁、国土庁、との間で精力的に検討を重ねている。」とは聞かされても、まるで、真つ暗闇の中に取残され、まっすぐ歩くことの困難さ、前が見えない不安を味わい続ける日々でありました。

「兄島がダメという事は、空港はできないという事じゃないのか。」、「このまま(空港が)無くなってしまふんじゃないか。」、「環境は大事だけれど生活を犠牲にしてまで守るものとは？」等、不安を隠しきれない意見が村内を駆け抜けていきました。

『(美(あつもの)に懲りて(なます)を吹く。』の諺がありますが、東京都は今回の私たちの陳情活動について、「環境庁等が刺激しないか、そうなるを得策でない。」と非常に慎重でありました。が、今私たちの思いを伝えず、いつ伝えるのか、ということから陳情を行いました。そして、結果的には、青島知事、亀井運輸大臣、岩垂環境庁長官、鈴木国土庁長官、都議会正副議長はじめ、党派を越えて衆参両議員や都議会全会派の先生方にも直接陳情し、空港の必要性と小笠原の現状と将来を訴え、私たちの思いを少なからずご理解いただき、空港建設への確かな手応えを得ることができました。

以下に陳情の様子を記します。

九月四日

九月三日父島発のおがさわら丸で陳情団一行が上京し、竹芝到着後、早速、東京連絡事務所にて、先に上京していた、宮川議長、私他と合流し、約四十名が揃って結団式を行い、決意を

新たに翌日からの陳情行動を確認する。

九月五日

都庁に集合後、平成八年第三回東京都議会を傍聴し、その後青島知事に陳情する。

「皆さんの気持ちはよく理解しています。都は、全庁をあげて実現を図ります。今日はご苦労様でした。」

知事に陳情の後、押切地域振興部長、内海課長の現状説明を聞き、参加者との質疑を行う。さらに、増田離島港務部長、桜井公園緑地部長他、総務局、港務局、建設局の担当者を変え、意見交換の懇談会を開催する。

九月六日

自民党都連に於いて、東京都選出の衆参両議員の先生方及び都議会議員の先生方に陳情、都からは、瀬田副知事、前日の三部長の出席があり、田沢智之参議の発言の後、瀬田副知事から、都は第七次空港整備計画で必ず実現するとの決意を表明され、一同安堵して都連の会議を終了する。

午後、都議会熊本議長、桜井副議長を訪ね、六月定例会後に、都議会全会派揃って小笠原空港実現を意欲決定し、運輸、環境、国土各大臣に要望していただいた御礼と合わせて陳情した。

さらに、運輸省では亀井運輸大臣に面会し陳情する。

「小笠原のことは、よく聞いて承知している。都から良い案を出してほしい。よく検討

して結論を出します。」

九月九日

国会への陳情。この日の陳情は二班に別れて衆議院、参議院の東京都選出の先生方、関係大臣経験の先生方に要望活動し、最後に全員揃って二階先生から激励をいただき解散した。

九月十日

鈴木国土庁長官、岩垂環境庁長官に各々面会、陳情する。両長官には今年二月に陳情した折に厳しい応答があった記憶があり、特に環境庁へ向かう時には緊張したが、必要性は理解しています。残さなければならぬところもありますが、よく相談して実現出来るようにしよう。」

との発言があり、一年前に聞きたかったのと同時に、実現までは解決しなければならぬハードルはあるものの、空気が変わったな、と感じました。

しかし、今年度中は気を引き締めて頑張らなければ、と心に念じながら陳情団の解団式を行いました。

今回の陳情に際し、お世話になった皆様に御礼申し上げます。また、陳情団の皆さん、御苦労様でした。

亀井運輸大臣への陳情



ごみ収集のお休み(父島)

父島では、次の日のごみ収集をお休みさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

★今月の収集休日

※十月十日(木) 体育の日
※この二日間については、空き缶回収もお休みいたします。

・この日には、ごみを出さないようお願いいたします。
・この日の収集コースにあたる地域は、翌日に併せて収集いたします。ただし、空き缶については、翌日の回収を行います。次回まで保管をお願いします。

産業観光課 産業観光係
☎(二) 三一一四

全国地域安全運動の実施について

十月十一日(金) から十月二十日(日)までの十日間、全国地域安全運動が実施されます。

この運動の重点は、
一、空き巣 ひったくり 自転車盗などの防止
二、少年の非行防止
三、健全な風俗環境の維持の三点です。

小笠原村も最近では、事件、事故が増加してきています。小笠原警察署、小笠原防犯協会では、関係団体等の協力を得て、「安全で 明るく 住みよい 小笠原」を目指して地域ぐるみの安全活動を展開してまいります。

村民の皆様のご協力をお願いいたします。

※自動車のキーは、必ず抜いて保管して下さい。
※家を留守にするときは、必ず鍵を掛けて下さい。

小笠原警察署
小笠原防犯協会

小笠原小・中・高連合運動会

【一般参加種目のご案内】
連合運動会の季節がやって参りました。今年も皆様に参加していただく種目を用意しましたのでご案内申し上げます。

※日時
十月十二日(土)

午前八時五十分から
午後三時三十分まで

雨天の場合は十月十九日(土)に延期

※場所
小笠原小中学校グラウンド

※種目
徒競走・職場対抗リレー
騎馬戦・地区別対抗綱引き(綱引きについては、人数差があっても試合は行い、勝敗を決します)

※申込み方法
指定の申込み用紙で高校へ申込み下さい。(申込み用紙は各事業所、商店に配布いたします)

※申込み締切日
十月八日(火)
締切日は必ずお守り下さい。

※申込み場所及び問合せ先
小笠原高等学校
☎(二)二三四六
(担当 猪狩)

※お願い
会場にテントを設置する場合は次のことをお守り下さい。

- ・テントの設置は、設置可の場所にお願ひします。
- ・設置にあたっては、相互お話し合いの上、多くの団体がテントを建てられますようにご協力下さい。
- ・テントの組立ては、当日七時よりお願いいたします。
- ・テントを前日に搬入する場合は、午後三時五時の間にフェンス側の隅において下さい。
- ・搬入の際、トラックの乗り入れは、コンクリートの部分だけにして下さい。グラウンドへの乗り入れは、絶対にやめて下さい。

NTTからのお知らせ

《太陽雑音に伴う通信への影響について》

ご承知のとおり、小笠原本土間の電話は通信衛星を介して接続しております。

通信衛星では、春と秋の二回定期的に太陽と衛星と地球とが一直線に並んだとき、太陽からの熱雑音が入り、本土との通信に影響を与える場合があります。今回の太陽雑音の予報日時は次のとおりですので、村民の皆様のご理解をお願いいたします。

発 生 月 日				通 信 に 影 響 を 与 え る 時 間 帯									
1	0	月	2	(水)	1	1	時	4	5	分	分	2	7
1	0	月	3	(木)	1	1	時	4	4	分	分	2	9
1	0	月	4	(金)	1	1	時	4	3	分	分	3	0
1	0	月	5	(土)	1	1	時	4	3	分	分	2	9
1	0	月	6	(日)	1	1	時	4	3	分	分	2	8
1	0	月	7	(月)	1	1	時	4	4	分	分	2	5

※通信への影響
通話時、通信の途切れ、雑音等の発生恐れがあります。

NTT小笠原父島営業所
☎(二)二一〇〇

「巡回無料法律相談」のお知らせ

東京弁護士会、(財)法律扶助協会および小笠原村の共催による「巡回無料法律相談」を左記のとおり実施いたします。

民事・刑事・労働・家事等のあらゆる分野での法律相談が受けられますので、相談のある方は、ぜひこの機会をご利用下さい。

記

一、日時・場所

【父島】 十月二十九日(火)
村役場第二庁舎
十月三十日(水)
母島村民会館

【母島】 十月三十日(水)
母島村民会館

問合せ先
村民課住民係
(二)三一三

大腸ガン検診のお知らせ

左記の日程で、大腸ガン検診の申込みを受けます。

検査方法は、自宅で便をとり容器にいれて提出するだけで、検査前の食事制限もなく、どなたでも簡単にできます。

四十歳になったら、気になる症状のあるなしにかかわらず、一年に一回は大腸ガンを受けましょう。

対象 四十歳以上の方
申込み 十月三日(木)～
九日(水)

検査日 電話または直接窓口で
お申込下さい。
十月二十八日(月)～
十一月五日(火)
うち二日分の便をとって提出します。

方法
料金
無料

申込み・問合せ先
村民課住民係
☎(二)三一三

母島支所庶務係
☎(三)二一一一

東京都児童相談センターによる巡回相談の実施について

東京都児童相談センターによる巡回相談を左記により実施いたします。育児、しつけなどの子供に関する相談を希望される方は、この機会をご利用下さい。

記

【父島】

日時 十月二十九日(火)
午前九時三十分～十二時

場所 父島村民会館

【母島】

日時 十月三十日(水)
午前十時三十分～十二時

場所 母島村民会館

問合せ先
小笠原支庁総務課行政係
☎(二)二一一一

☆父島村民会館図書室から

・希望図書は十月九日まで：「こんな本が図書室になったらなあ」とか、「この本は絶対おすすすめ」というような、希望図書や推薦図書がありましたら、紙に書いて村民会館玄関内の「本のポスト」にぜひ入れて下さい。(購入できない場合もありますのでご了承下さい。)

・「イミダス」を返して！
三月末～四月初め頃、図書室にあった本がなくなりました。内地の方

方が買って寄贈してくれた、新品の辞典です。まだ、ラベルも貼ってないし、村民会館所蔵のはんこも押してないもので、これからみなさんのお役に立つはずでした。ぜひとも、お返し下さい。

・寄贈された本の紹介

「遺産」上・下 シドニイ・シェルダン

「彫刻家の娘」トビー・ヤンソン

「瑠璃の波」立松和平

「流されゆく日々(抄)」一九七五～一九八七年

「鳥の歌」上・下 五木寛之

「ぼくはこんな本を読んできた」立花隆

「もの喰う人びと」辺見庸

「日本のいちばん長い日」半藤一利

「歌舞伎辞典」平凡社

「音楽大辞典」一六 平凡社

「標準音楽辞典」音楽之友社

・他多数、ぜひご利用下さい。

☆社協「本のリサイクル市」

十一月から毎月第二土曜日に変わります。毎回、本が入れ替わるので、ぜひお立ち寄り下さい。売上げは、地域の社会福祉事業に寄付されます。

日時 十月二十六日(土)
午前十時から
午後一時三十分まで

場所

父島村民会館体育室

◎ハードカバー、文庫本、マンガ、児童書、絵本、雑誌など多数あります。

◎「本のリサイクル市」のボランティアをしてみませんか？

本が好きなら、三十分でも一時間でも、手伝って下さい。

問合せ先

小笠原村社会福祉協議会
☎(二)二四八六

小笠原村職員の募集について

- 一、職種及び採用人員
一般事務
技術職(土木・建築・電気)
看護婦
保健婦
若手名
- 二、採用予定年月日
平成九年四月一日以降
- 三、勤務場所
本庁又は事業所
- 四、待遇
小笠原村給与条例等による
- 五、受検資格
【一般事務】
大学卒業程度
昭和四十四年四月二日から昭和五十年四月一日までに生まれた方
高等学校卒業程度
昭和五十年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた方
【技術職】
大学卒業程度
昭和四十四年四月二日から昭和五十年四月一日までに生まれた方
高等学校卒業程度
昭和五十年四月二日から昭和五十四年四月一日までに生まれた方
- 六、試験の方法等
筆記及び口述試験
- 七、試験の日時及び場所
【第一次試験】
平成八年十一月十日(日)
第一会場
小笠原村役場第二庁舎会議室
第二会場
東京都立短期大学晴海校舎
【第二次試験】

平成八年十二月一日(日)
第一会場
小笠原村役場第二庁舎会議室
第二会場
東京都立短期大学晴海校舎

八、申込用紙の請求先
小笠原村役場総務課総務係
電話 〇四九八二一三一一

九、申込の受付場所及び受付期間
【持参申込】
小笠原村役場総務課総務係
小笠原村役場母島支所
小笠原村東京連絡事務所
平成八年十月一日(火)から
同年十月三十一日(月)まで
の、午前九時から午後五時ま
で(土、日、祝日を除く)

【郵送申込】
〒一〇五
港区海岸一十二二二
竹芝客船ターミナル
小笠原村東京連絡事務所
平成八年十月三十一日(月)必着

「マイ・バッグ・キャンペーン」
(自分のバッグでお買物。)
にご協力を

ごみの減量を推進するために、
都民・事業者・行政で構成する東
京ごみ会議(議長 東京都知事
青島幸男)は、十月一日から十月
三十一日の一か月、東京都全域で、
「マイ・バッグ・キャンペーン」
を行います。これは、ごみを減ら
すために、
「買い物をする時には買い物袋(かご)
を持参し、お店ではレジ袋をむや
みに渡さない」という運動をとおし、ごみ問題を
より多くの人に考えていただくこ
ういうものです。

この問題の解決は一人ひとりの
行動にかかっています。
お店でレジ袋などをあたりまえ
のように貰ったり、渡したりして
いませんか? ちょっとした行動
をもう一度見直してください。

豊かな未来の基礎づくり

事業所・企業統計調査にご協力を

詳細・東京ごみ会議事務局
電話 〇三三五二〇一五七一五
(東京都清掃局ごみ減量
総合対策室企画担当課)

九月号でもお知らせしたように、
十月一日現在で、全国一斉に事業
所・企業統計調査が実施されます。
この調査は、統計法に基づいて行
われる調査で、全国すべての事業
所を対象とした国の最も基本的な
統計調査の一つです。なお、事業
所とは、店舗や工場、会社をはじ
めとして、学校、駅、病院、神社
仏閣など、営利目的か非営利目的
かは関係なく、人が収入を得て働
いている場所を意味します。
(ただし、個人経営の林業漁業の
事業所はこの調査の対象から除か
れます。)

調査の結果は、国、都道府県、
市区町村での各種行政施策、例え
ば、地域開発計画、都市計画、交
通対策、雇用対策、公害対策など
の基礎資料として、あるいは民間
における事業計画等の策定の基礎
資料として広く利用されています。
また、調査された事項は、統計
をつくるためだけに用いられ、そ
の他の用途に使われることはありません。

九月下旬から、調査員が各事業
所を訪ねて、調査票の記入をお
願いしていますので、調査にご協
力下さい。疑問点や不明な点は調
査員にお尋ね下さい。記入後は調
査員が回収にまいります。

問合せ先
産業観光課産業観光係
電話 (二) 三一一一

ご存じですか?

検察審査会

検察審査会とは、選挙権を有す
る一般国民の中から選ばれた十一
人の検察審査員が、いわば一般の
国民を代表として検察官が犯人と
思われる人(被疑者)を起訴しな
かったこと(不起訴処分)の当否
を審査するのを主な仕事とするこ
ろです。

交通事故・詐欺などの被害を受
け、警察や警視庁に訴えたが、不
起訴処分となり、その事件を裁判
にかけてくれない。このような不
満をお持ちの方は「検察審査会」
に気軽に相談下さい。秘密は固
く守られますし、相談や申立ての
費用は一切無料です。

「検察審査員の選び方」

- ① 区市町村の選挙管理委員会が、
衆議院議員選挙人名簿に基づ
いて、「くじ」で「検察審査
員候補者」を選びます。
 - ② さらに、「検察審査員候補者」
の中から「検察審査員事務局」が
「くじ」で「検察審査員」十
一人を選びます。
 - ③ また、「検察審査員」に欠員
がでたときや「検察審査員」
が審査会に欠席したときに
備えて、同様の方法で、同数
の補充員が選ばれます。「検
察審査員」及び「補充員」の
任期は六か月です。
- ※ 検察審査会は、検察官の仕事に
一般国民の意見が反映される制度
ですから、審査員が法律などの知
識がなくとも、自分の良心に従っ
た判断をすることで成り立つとい
えます。検察審査会に選ばれたとき
は、国民の務めとして進んでご協
力をお願いします。

問合せ先
東京都
第一・第二検察審査会事務局
電話 〇三(三五八)五四一一
内線四六二三・四六五三

母島巡回労働相談のお知らせ

小笠原総合事務所では、毎月、
「母島」において担当職員による
労働相談を実施しております。
十月の相談日は次のとおりで
す。

なお、「父島」においては、随
時相談をお受けしておりますので、
小笠原総合事務所までお問合せく
ださい。

実施日 十月十四日(月)
午後五時～六時
会場 母島村民会館 二階和室

相談内容
労働条件(賃金、労働時間、
安全衛生等)
労災保険(加入、労災給付等)
求人求職(求人求職申込)
雇用保険(加入、失業給付等)

問合せ先
小笠原総合事務所業務課
電話 二二二一〇二

おはなし会(ようこそ)

十月のおはなし会は、母島の海
のおはなしをOHPを使って影絵
にします。その他にもいろいろな
お話がありますので楽しみにして
下さい。
たくさんのお友達お待ちしてま
す。

日時 十月五日(土)
児童・幼児の部
十三時三十分～
十四時三十分
場所 父島村民会館BC会議室

問合せ先
平田 電話 (二) 三〇七六

秋空の下

炭を焼いてみませんか

昨年、父島では炭焼きの講演と実演を行い、多くの村民の方々にご参加いただきましたが、今年も講師が来島し、炭焼きの実演を行うことになりました。

炭材はアカギやモクマオウ、ギンネムなどを予定しています。昨年の実習では、小笠原の木からも立派な炭が焼けています。

小笠原での炭焼きは、外来樹種対策や廃棄物(伐開木)対策、また、土壌改良などの面で、期待が寄せられています。

参加希望の方は...

参加(見学)を希望される方は、どなたでもかまいませんので、会場へお出かけ下さい。多くの方のご来場をお待ちしております。

また、直接焼くことに携わりたい方は、次の受付窓口にお申込み下さい。

父島

炭焼き実習会(場所・洲崎)

10月6日(日) 9時00分集合

10月7日(月) 16時30分解散

講師

高橋・広若両先生

(炭焼きの会会員)

久保田先生(都労働経済局)

問合せ・申込先

総合事務所国有林課

☎二二二〇三

村役場産業観光課

☎二二二一四

母島

親子炭焼き会(場所・静沢)

10月10日(木) 9時00分集合

10月11日(金) 15時00分解散

スライド上映・講習会

10月11日(金) 19時00分から

講師

杉浦銀次先生

(炭焼きの会副会長)

高橋・広若両先生

(炭焼きの会会員)

中島先生(炭幸舎)

久保田先生(都労働経済局)

問合せ・申込先

母島こども会(池上)

☎三二二〇九

炭を焼かれる方は、前回同様様に落葉をダンボール箱一箱分、ご用意願います。

《主催》

小笠原総合事務所国有林課

母島こども会

小笠原村産業観光課

廃棄バッテリーの
島外搬出について

〔父島母島〕

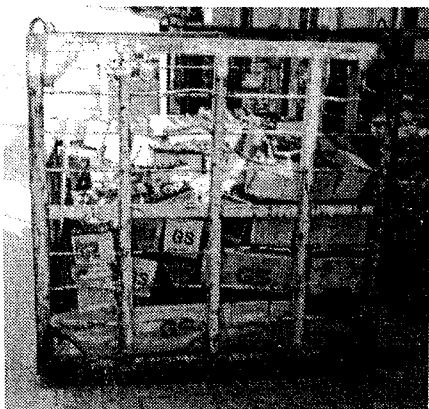
村が独自に収集したり、洲崎貯水タンク脇に持ち込まれたりした自動車用のバッテリー(蓄電池)約2トンを、去る九月五日、懶共

勝丸のご協力により、初めて島外搬出しました。バッテリーの中身は鉛で構成されており、環境汚染を防止するため、洲崎に埋立処分をせず、保管していたものです。

これらのバッテリーは、第二十八共勝丸で東京に着いた後、栃木県宇都宮市にあるバッテリー処理業者に引き渡され、リサイクルされました。

自動車に乗っているバッテリーは、ポンコツ車として処分依頼をする場合、一台につき一個は処理料金に含まれていますが、二個以上、乗せない約束になっています。交換した場合など、古い廃棄バッテリーが発生しますが、父島母島共、今後は、バッテリーを埋立て処分せず、一定数量がまとまったら、島外搬出したします。一事業所で、一度に大量のバッテリーが廃棄される場合、独自に搬出をお願いする事もあります。

《バッテリーの回収方法》
・通常のゴミ収集(不燃ごみ)では回収しません。
・廃棄する場合、役場又は母島支



・通常のゴミ収集(不燃ごみ)では回収しません。
・廃棄する場合、役場又は母島支

シロアリ対策について

平成8年度第2回

次の日程でシロアリ対策を実施しますので、シロアリ被害でお悩みの方はご相談下さい。

9月30日(月)～10月13日(日)までの間
入港 出港

- ◎シロアリ対策区域内公有地の樹木の巣の防除処理。(→要望をお寄せ下さい)
- ◎シロアリ対策区域内民有地の樹木の巣の防除処理。(→申込みが必要です)
- ◎シロアリに関する相談全般。被害の探知、羽アリ対策、家屋の新築計画等。(→申込みが必要です)
- ◎必要がある場合、家屋の点検も受付けます。(→申込みが必要です)
- ◎保証を伴う家屋防蟻処理については、2月に実施の予定です。ご相談下さい。
- ◎講演会の開催

最近のシロアリの話題を交えた、講演会を開催します。被害の探知やシロアリに強い家づくり等、ご質問にお答えします。 日時：10月4日(金)午後6時30分 場所：役場第二庁舎会議室

相談・申込み窓口 産業観光課産業観光係 ☎2-3114 商工会 ☎2-2666

所窓口で申請が必要です。
・名前を記入し、保管場所に持ち込んでいただきます。
・液もれしないよう、キャップを確実に閉めて下さい。
地球にやさしい環境づくりのため、使用済みバッテリー(蓄電池)

の回収にご協力下さい。引き続き、乾電池(水銀0使用以外の物)の回収も、ご協力をお願いします。
産業観光課産業観光係
☎二二二一四
母島支所庶務係
☎三二二一一

「ふれあいインクルージング」の実施について

財団法人東京都島しょ振興公社では、後継者育成事業として平成六年度から実施しております。お見合い事業「ふれあいインクルージング」を、今年度も次のとおりに実施いたします。参加ご希望の方は申込み方法のとおりお申込下さ

一、目的

各島の後継者の育成を目的として、島在住の男性と島及び内地在住の女性との出会いの場を設け、結婚の促進を図る。

二、日程

平成八年十一月二十三日(土) 午後五時～九時まで

三、場所

東京湾クルーズ「ヴァンティアン号」(東京港竹芝橋発着)

四、募集人数

六十名(男女各三十名)

五、参加資格

(各島からの参加) 男性、女性とも 二十五歳以上四十五歳未満の独身の方

六、参加費

無料

七、申込み方法

所定の申込み用紙により東京都島しょ振興公社へ郵送でお申込下さい。

八、参加者決定

平成八年十月三十一日までに決定し、直ちに本人あてに連絡いたします。

九、申込み者多数の場合は、各島の申込み者数を考慮のうえ、

調整させていただきます。

問合せ先

財団法人東京都島しょ振興公社

担当 杉本、戸塚

☎〇三(五四七二) 六五四六

ボディボード・スクールについて

十月十一日(金)、ツアー参加者と共に、ボディボード・スクール(予定)が来島し、ボディボード・スクールと各プロによるデモンストレーションが行われます。

村民の皆様も参加できますので、興味のある方はご参加下さい。

なお、参加には予約が必要で、十月十一日(金) 午前八時より

来島プロ 焼場海岸 作道雅明プロ 鶴沢和弥プロ 藤田太郎プロ

問合せ先 小笠原村観光協会 ☎(二) 二五八七

ニューポート黒船祭参加報告書②

今回のニューポート訪問は、五月に高円宮殿下をお迎えし行われたベリイ提督関係都市(ニューポート市、横須賀市、下田市、那覇市、函館市、小笠原村)の「共同宣言」の調印を行うこと、これからの小笠原村とニューポート市の交流を、単にイベント参加というものではなくお互いが連携し、豊かな地域づくりを図るにはどのようなことができるのかを探ることを主な目的としました。

七月十四日、下田市議会議長・山下泰源氏を団長とする下田市一行とともに一路ニューポートに向

け成田を出発いたしました。ニューポートでは、昼夜を問わず様々な人種の人たちで溢れかえって

り、その喧騒と目にする光景は同じ大都會でも東京と趣を異にしておりました。また、ここでは、東京からニューポート事務所の職員の方々から市の経済施策や治安対策の話を聞くことができ、さらにはアメリカにおける友好都市提携に貴重な資料等を提供していただき

ました。

ニューポートには、七月十八日から二十二日まで滞在し、この間黒船祭公式行事の参加、ベリイ関係都市共同宣言調印式、ニューポート市長及びニューポート観光協会理事と今後の交流のあり方についてをテーマにした会談を行うなど所期の目的を無事達成することができました。

我々が訪問したニューポートは、ちやうど短い夏の真つ盛りで、一年を通じて最も人口の膨れる時期だとのことでした。しかし、ニューポートとは一転しその雰囲気は悠々とほろりと大らかなお洒落さとなっていました。

また、全体的に天候には恵まれたものの、同じ天候のよい日もあれば、少し歩いただけで汗が噴き出てくる日もあったのでその変わりやすい天候には多少まごつたか

もして、ニューポート市長との会談では、現市長が今年の一月に就任されたばかりであること、日本の地方自治制度における首長の権限とアメリカのそれとは形態が違うため具体的な話が中心になり

ました。とはいっても例え子どもたちの絵画展を開催すること

は可能であるし有意義ではないかとの意見もだされ、今後の幅の広い交流について賛同をいただきました。

次に、ニューポート観光協会理事・市長とそのスタッフとの会談では、具体的な話合いをすることができました。

ニューポート観光協会は、市政とは分離され州の管轄下に置かれています。主にインフォメーショ

ンセンターの管理・個人や団体旅行者の誘致・会議の誘致などを仕事としており、具体的にはダイレクター・メールやクーポン券の発行、オフシーズンのイベント開催などを行っています。また、州や市からの予算はあくまで観光客による収入で賄っているとのことでした。

今回の話合いの中では、小笠原の物産展を観光協会が代理店的な位置付けで行なうことや黒船祭に小笠原展を設けることが可能であることなどが分りました。

また、小笠原からの提案として、黒船祭が開催される七月は、小笠原では観光シーズンなので一般住民が参加するのは極めて困難である旨を相談したところ、ニューポートでもこの時期はシーズンであり、できれば九月か十月へ変更も検討したいとの返事をいただきました。

もちろんほかの関係都市との調整も必要でしょうからすぐに変更というわけには行かないと思いますが、今回のようにテールを

はさみ忌憚らない意見を出すことができたことで、今まで以上に互いの立場や考え方を理解しあえたのではないかと思います。

今後実効性のある交流を図れるよう継続的に意見交換してまいります。

さて、ニューポート市長との会談では、現市長が今年の一月に就任されたばかりであること、日本の地方自治制度における首長の権限とアメリカのそれとは形態が違うため具体的な話が中心になり

ました。とはいっても例え子どもたちの絵画展を開催すること

は可能であるし有意義ではないかとの意見もだされ、今後の幅の広い交流について賛同をいただきました。

次に、ニューポート観光協会理事・市長とそのスタッフとの会談では、具体的な話合いをすることができました。

ニューポート観光協会は、市政とは分離され州の管轄下に置かれています。主にインフォメーショ

ンセンターの管理・個人や団体旅行者の誘致・会議の誘致などを仕事としており、具体的にはダイレクター・メールやクーポン券の発行、オフシーズンのイベント開催など

を行っています。また、州や市からの予算はあくまで観光客による収入で賄っているとのことでした。

今回の話合いの中では、小笠原の物産展を観光協会が代理店的な位置付けで行なうことや黒船祭に小笠原展を設けることが可能であることなどが分りました。

また、小笠原からの提案として、黒船祭が開催される七月は、小笠原では観光シーズンなので一般住民が参加するのは極めて困難である旨を相談したところ、ニューポートでもこの時期はシーズンであり、できれば九月か十月へ変更も検討したいとの返事をいただきました。

もちろんほかの関係都市との調整も必要でしょうからすぐに変更というわけには行かないと思いますが、今回のようにテールを

はさみ忌憚らない意見を出すことができたことで、今まで以上に互いの立場や考え方を理解しあえたのではないかと思います。

今後実効性のある交流を図れるよう継続的に意見交換してまいります。

さて、ニューポート市長との会談では、現市長が今年の一月に就任されたばかりであること、日本の地方自治制度における首長の権限とアメリカのそれとは形態が違うため具体的な話が中心になり

ました。とはいっても例え子どもたちの絵画展を開催すること

は可能であるし有意義ではないかとの意見もだされ、今後の幅の広い交流について賛同をいただきました。

次に、ニューポート観光協会理事・市長とそのスタッフとの会談では、具体的な話合いをすることができました。

ニューポート観光協会は、市政とは分離され州の管轄下に置かれています。主にインフォメーショ

ンセンターの管理・個人や団体旅行者の誘致・会議の誘致などを仕事としており、具体的にはダイレクター・メールやクーポン券の発行、オフシーズンのイベント開催など

を行っています。また、州や市からの予算はあくまで観光客による収入で賄っているとのことでした。

今回の話合いの中では、小笠原の物産展を観光協会が代理店的な位置付けで行なうことや黒船祭に小笠原展を設けることが可能であることなどが分りました。

また、小笠原からの提案として、黒船祭が開催される七月は、小笠原では観光シーズンなので一般住民が参加するのは極めて困難である旨を相談したところ、ニューポートでもこの時期はシーズンであり、できれば九月か十月へ変更も検討したいとの返事をいただきました。

もちろんほかの関係都市との調整も必要でしょうからすぐに変更というわけには行かないと思いますが、今回のようにテールをはさみ忌憚らない意見を出すことができたことで、今まで以上に互いの立場や考え方を理解しあえたのではないかと思います。

「NHK青春メッセージ'97」出場者募集

いま、NHKでは、来年一月十五日に開かれる「NHK青春メッセージ'97」の出場者の募集をしています。

一、参加資格

昭和四十六年一月十六日から昭和五十六年四月一日生まれまでの性別、職業、学歴、国籍は問いません。

二、募集内容

テーマは自由です。発表の方法も自由です。

三、応募方法

・メッセージ八百字程度にまとめ、カセットテープ、ビデオテープ(二分程度)をお送りください。

・必ず発表題をつけてください。

・発表題も自由です。

・応募作には、住所、氏名、生年月日、職業(学校名、会社名等)、電話番号を忘れずに書き添えて下さい。

・ご応募いただいた原稿・メッセージは、返却しません。

四、応募締切り・応募先

十月十二日(土) 当日消印有効

一五〇一〇一

渋谷区神南二二二

NHK「青春メッセージ」係

五、選考

応募作の中から五十組程度の方

材のところへNHKがビデオ取材にうかがいます。その中から

十組の出場者を選びます。

六、表彰

「NHK青春メッセージ'97」

の入賞者にはトロフィー、賞状、記念品、出場者全員に平成九年

夏約二週間の海外研修旅行の特典があります。

問合せ先

NHK「青春メッセージ」係

☎(〇三) 三四六五一一一

村役場人事異動

(一) 内は旧所属

採用 十月一日付

建設水道課付 百瀬 和明

転出 九月三十日付

高見澤 聡 (村民課診療所係)

退職 九月三十日付

河内 由美 (建設水道課工務係)

身につけよう応急手当3

観察要領

1. 救命観察の手順

観察は、傷病者の生命に危機が迫っているかどうかを観察します。

- ・観察順序は、生命に直接関係ある内容から実施します。
- ・観察は、迅速かつ動揺を与えないように安静に行います。

2. 救命に必要な観察項目

- 大出血の有無
- 意識の状態
- 呼吸の状態
- 脈拍の状態

3. 生命に直接関係する症状に対しての優先順位

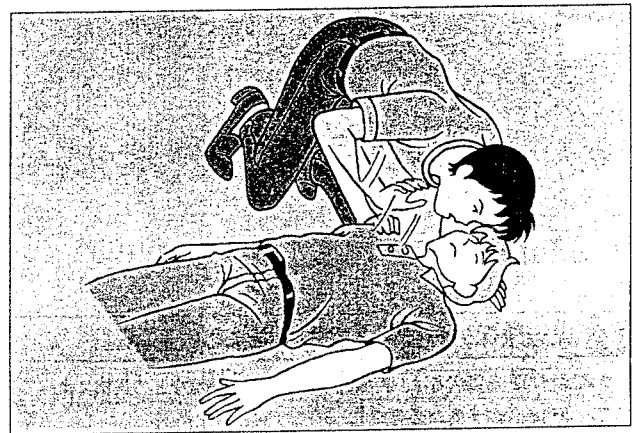
生命にかかわる観察を優先して行いますが、症状を認めたときは、応急手当と並行して行います。

- 大出血→止血の手当
- 意識障害→気道確保
- 呼吸感ぜず→人工呼吸
- 脈拍が触れない→心臓マッサージ
- 呼吸も脈拍もない→心肺蘇生法

4. 意識の調べ方

傷病者を発見したら、倒れている傷病者に近付き、意識があるかないかを観察します。
→意識の観察要領は、肩を軽くたたきながら名前を呼んだり、「大丈夫ですか」、「もし、もし」と呼かけます。

呼かけに対して目をあけたり、応答などがなければ意識障害がある都判断します。



観察のポイント

- ・呼掛けは、初めは普通の声で、次に徐々に大きな声で2～3回、名前がわかれば名前を呼びます。
- ・呼掛けで目をあければ「意識あり」、何も反応がなければ「意識なし」と判断します。
- ・体をゆすったり動かして観察をするのはよくありません。
- ・意識があれば傷病者の訴えを聞き、必要な応急手当を行います。

5. 協力を求める

→意識の確認を行って、意識障害があると判断したときは、すぐその場で「だれか救急車を呼んで！」などと大きな声を出して、119番通報や応急手当の協力してくれる人を呼びます。



小笠原村村民課住民係

***** TEL 2-3113

高齢者の生きがい対策について

と同時に、行政の立場においても、高齢者の方々の生きがいをどのように支援していくのかが、課題ともなっております。

生きがいですとか、生き方の問題は、個人個人によって違うものと思いますので、行政からの支援のありかたも難しい面はありますが、逆に考えますと、多種多様なあり方、方法で対応できるとも言えます。

このようなことを踏まえながら、今後、ますます高齢者の方への生きがい支援も積極的に行っていきたいと考えています。

その意味で、先日、ある取り組みを試みましたが、ここで、少しその紹介をさせていただきます。

先月、敬老の日に合わせ、父島、母島で敬老大会、敬老の日の集いを開催いたしました。父島での敬老大会において、1つの試みを行ないました。

父島での敬老大会は、第1部が式典、第2部がアトラクションという構成になっており、社協や役場職員のスタッフでそのほとんどを運営していましたが、今年は、父島の老人クラブ「父島クラブ」の方に、われわれスタッフ側に入っていただき、第2部のアトラクションの企画、運営をすべて行なって



父島敬老大会での記念撮影

いただきました。

敬老大会については、60歳以上の方をご招待させていただいておりますので、本来ならば、スタッフに入っていたいた父島クラブの方も当然お祝いされる側です。

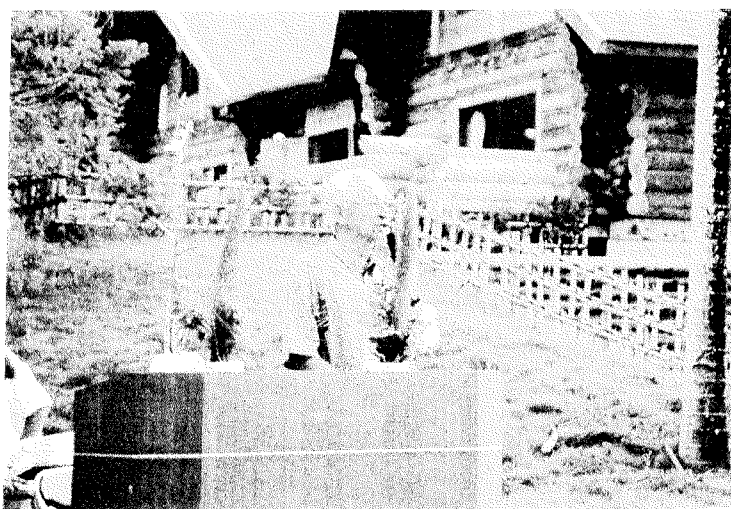
しかし、60歳代の方は、「敬老大会に招待することさえ失礼だ」とお叱りを受けるほど大変お元気な方が多いのが実態です。“それだったら、私たち敬老大会のスタッフの中に入っていていただき、もっとお年寄りの方達のために一緒にお祝いしましょう”という気持ちから、その話を父島クラブの役員の方に持ち込んだところ、こちらの主旨にご理解を下さり、快く引き受けて下さって、実現となった次第です。

父島クラブの方々には、企画の立案、関係機関との連絡調整、アトラクションの司会進行など、大変な仕事にも関わらず、非常に精力的に動いていただき、そのおかげで大変楽しい敬老大会となりました。

今回のこの試みを通して、高齢者の方の豊かな人生経験の尊さ、また、そのことが地域社会において貴重な財産であることを、新ためて実感したところです。

小さな試みではあったかもしれませんが、この経験を活かすように、身近なところから、貴重な高齢者の方の経験を社会の中で活かせるようなシステムを作っていきたいと思います。

高齢者の方の社会参加、そのことを通して、高齢者の方々の生きがいへの支援の道を広げていきたいと思います。



アトラクションの司会役の父島クラブスタッフ

問合せ：村民課住民係 樋口
TEL 2-3113

新制度のお知らせ

福祉の広場4月号でも紹介いたしましたが、平成8年度の新規事業として準備を進めてまいりました小笠原村ゴールドパス事業を、伊豆諸島開発(株)のご協力を得て、10月より実施いたします。

事業の内容は、以下のとおりです。

小笠原村ゴールドパス事業

小笠原村ゴールドパス事業は、村内在住の70歳以上の方を対象に、父島・母島間の「ははじま丸」を利用する際の船賃を、村が負担する（無料で「ははじま丸」が利用できる）制度です。

- (1) 対象者…村内在住の70歳以上の方
- (2) 利用の仕方…利用を希望する方は、役場に申請して、「ははじま丸」無料乗船引換券（ゴールドパス）の交付を受ける。
そのゴールドパスを船客待合所の乗船手続き窓口に提出し、代わりにははじま丸の乗船券（補充券）と人名票をもらう（島民割引の申請書は必要なし）。後の乗船の手続きは、通常と同じ。
- (3) パスの交付…ゴールドパスの交付は、1人につき、年間2枚まで。
1枚につき、1回の往復が可能。2等席の利用のみ有効。
- (4) 実施時期…平成8年10月1日
- (5) パスの様式…以下のとおり

（表）

（裏）

NO. _____

小 笠 原 村 ゴ ー ル ド パ ス
（ははじま丸往復乗船引換券）

_____ 様（男・女）

（住所 小笠原村 _____）

（電話 04998- _____）

（往） 平成 年 月 日

（復） 平成 年 月 日

平成 年 月 日発行 平成 年3月31日まで有効

発行者 東京都小笠原村長

ご 注 意

1. このパスは、「ははじま丸」の2等席の利用に限り、有効です。
2. このパス1枚で、1回の往復できます。
3. ご利用の際は、このパスを乗船手続きの窓口に提示し、乗船券と引換えて下さい。
4. このパスを他の人に貸与したり譲渡することはできません。
5. 資格を失ったとき、不用になったときは、直ちにパスを返還して下さい。

詳しくはお問い合わせ下さい。

問合せ：村 民 課 住 民 係

TEL 2-3113

母 島 支 所

TEL 3-2111